

1 協議事項について

【中村委員長】 本日の委員会は配付した日程のとおり、協議事項が多いので円滑に協議を進めていきたいと思う。協議事項について事務局に説明を求めらる。

【議事担当係長】 本日の委員会では、前回一括で協議し継続となった協議事項一覧表の番号72、「全会一致の見直し」と番号73、「【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」と、前回、時間の都合で協議に入ることができなかった番号74、「【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」の3件を、本日の日程の(1)、(2)、(3)として、もともと、今回の協議事項として予定していた、番号70、「会派ごとに(但し議員別)項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開」と、番号71、「本会議場の有効活用(結婚式・発表会など)」と、番号75、「議会による行政評価実現のための検討会発足(勉強会・研修会でも可)」と、番号76、「全員協議会の開催(各種報告を速やかに行うこと)茅ヶ崎は月1回、藤沢市は常任協議会を実施」と、番号77、「議員勉強会・研究会の開催(議員同士である案件を検討の開催(議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか))」と、番号78、「常任委員会の活性化(閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など)」の6件を(4)から(9)としてご協議いただく。

(1)、(4)、(5)、(6)、(8)、(9)は、明るいまらい大和から、(2)、(3)は、自民党・新政クラブから、(7)は、日本共産党からの提案である。

(1) 全会一致の見直し

(2) 【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする

【中村委員長】 (1)・(2)については、前回の本委員会で継続協議とした項目である。前回同様、一括で協議したい。

前回私から代表者会や議会運営委員会で「全会一致について見直しのための協議を行うこと」に賛成できないか、ということ投げかけた。本委員会で全会一致の見直しや廃止などを協議するのではなく、全会一致での協議が行われている代表者会や議会運営委員会において、見直しを協議するよう送ることについて同意ができるかどうかである。各会派の意見を伺いたい。

【山崎委員】 全会一致の見直しを本委員会で協議すると思っていたが、そうではなく、代表者会や議会運営委員会で全会一致について協議することを諮るということによいか確認したい。

【中村委員長】 そのとおりである。全会一致の見直しのための協議を行うことに賛同していただけるかどうかを聞いている。少なくとも改善することを前提に協議することである。協議したが合意に至らず現状のままとするのではなく、協議をして3分の2あるいは過半数での合意をすることを代表者

会や議会運営委員会で協議してもらいたいということである。

【石田委員】 見直しを前提にした協議なのか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【石田委員】 全会一致の見直しを行わないという結論も含めた協議ではないのか。

【中村委員長】 そうではない。以前、討論の持ち時間制について検討することを議会運営委員会に送った。提案会派としては改善が前提のつもりであったが、結果として前進がなかった。本件は、あくまでも改善の内容は代表者会、議会運営委員会に任せるが何らかの改善をしてもらうことを前提として送りたい。

【山崎委員】 端的に言えば、全会一致の見直しに賛成か反対かということなのか。

【中村委員長】 そういうことであるが、本委員会でそれを決めるのではなく、それを協議することの賛否ということである。

【山崎委員】 この場では全会一致の見直しの賛否の表明をするものと理解する。

【中村委員長】 少し違う。全会一致の見直しの協議をすることに賛成か反対かということである。

【山崎委員】 石田委員の言うように協議をした結果、現状のままとするという結論となることは想定しないのか。

【中村委員長】 しない。

【山崎委員】 疑問を感じる、この場では全会一致の見直しの協議をするかどうかを決める。神奈川ネットワーク運動は全会一致の見直しをするべきだと思っているが、協議を代表者会や議会運営委員会に送り、改革することと議論がすりかわっていると思うがどうか。

【中村委員長】 全会一致を見直すことについて、代表者会や議会運営委員会に対し、協議をしてもらうよう送るものである。

【山崎委員】 協議をして全会一致を見直すことが否決される場合もあり得ると思う。それをないものとした協議を前提に送るのであれば反対する。全会一致の見直しの協議を代表者会や議会運営委員会に送ることと、全会一致を変えることは議論が異なる。

【中村委員長】 前回、もともとは全会一致に賛成か反対かの協議であったが、それには乗れないとの意見があったので、それならば全会一致の見直しについて協議をすることはどうかと投げかけた。

【山崎委員】 協議の中で全会一致の見直しに反対だということは想定していないと中村委員長は話された。

【中村委員長】 それは私の前提であり、決定は代表者会や議会運営委員会が行うことである。そこでどのような判断がされるかはわからない。本委員会としては、何らかの改革をしていただきたいと送りたいが拘束力はない。神奈川ネットワーク運動は全会一致の見直しには賛成とのことであるが、個

人の意見としては反対なのか。

【山崎委員】 そうではない。前回、委員長が言われた一会派だけの反対により否決されることは少数の横暴だという話は納得できる。しかし本委員会の合意事項として、代表者会や議会運営委員会に送ることは全会一致を改革することだとするのはおかしい。そこでの協議で全会一致を変えることを否決するという結果もあり得るとするのであれば、送ることに賛成する。代表者会や議会運営委員会で協議をしてもらうのに、今までどおり全会一致のほうがよいという意見が言えないのはおかしい。

【中村委員長】 現在は代表者会も議会運営委員会も全会一致制をとっている。本委員会で全会一致を見直すべきだと送っても、一人でも見直しに反対すれば否決されてしまう。それでは意味がない。議論が十分されないうちに否決されてしまうかもしれない。それを防ぐために、本委員会に拘束力はないが、何らかの改革をしてほしいという意味を示したい。そのためにも何らかの改善を前提に協議をしてほしいという思いを付して送りたい。本委員会で長時間かけて議論をしていながら、協議が流れてしまうことを望まない。本委員会で議論した意味がなくなってしまう。

【山崎委員】 現状はまだ全会一致である。これを改革するのも全会一致の場では変えないと変わらないからといって、無理にねじまげるようでは協議の土台が崩れないか。

【中村委員長】 本委員会は議会改革を行う意思のある議員が集まっているものと考えている。全会一致でなければ何も変わらないという現状のままでは何も変わらない。

【石田委員】 何も変わらないというのは語弊がある。本委員会は何も変えていないのか。

【中村委員長】 重要なことは変えていない。民主主義を認めているながら、民主主義は多数決だということを認めていないのか。

【石田委員】 民主主義は多数決だと思っていない。民主主義は議論をすることである。議論の上の合意が基本である。一つの手段、最終手段として多数決があるが、それを行使する場を今の理性的な議会は使い分けている。

【赤嶺委員】 本委員会の出すべき結論は、本委員会として見直しをすべきであるか否かを代表者会や議会運営委員会に送ることであると思う。中村委員長の言うように全会一致について決定をするのは代表者会や議会運営委員会である。まずは本委員会の意思をしっかりと示していくことが重要ではないか。

【中村委員長】 改めて全会一致の見直しをすることに賛成か反対か、意見をお願いしたい。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動としては、代表者会や議会運営委員会で十分議論をし、その結果、全会一致のままとする結果もあり得るのなら賛成する。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和としては、全会一致を見直す必要は大いに

ある。見直しに賛成である。

【石田委員】 予算の執行など市民サービスにかかわることは、今でもしっかり決めている。しかし、議会運営にかかわることに関して、全会一致をとっている理由は、多数決で物事を決められる仕組みになってしまうと、多数派が望むようにできてしまい、少数派の意見をしっかりと尊重する仕組みが成り立たないことである。虹の会としては、議会運営を全会一致で決めてきたのは先人の正しい知恵だと思っているので今後も守っていくという思いである。

【高久委員】 日本共産党としては、議会運営の全会一致制というのは民主主義の基本的なルールであり、議会が民主主義を守り、多数派の横暴を通さないという何十年も培われてきた重要なことである。改革が進まないとの話があったが、議会事務局に確認したところ、全会一致でも決定された事項はある。議会改革は進んでおり、本委員会でも大切な基本ルールである全会一致制を見直すことについては反対である。

【鳥淵委員】 公明党としては、原則は全会一致が望ましい。ただし、さまざまな議論を重ねて少数派の意見も聞き入れながら、決めるときには決めなければならない。賛成できない人が一人あるいは少数いると何も変わっていかないで、例えば4分の3の賛成を得るなども検討すべきではないかと考えている。

【青木委員】 自民党・新政クラブは全会一致の見直しの協議を行うことは賛成である。

【中村委員長】 各会派の意見は以上である。ここで石田委員に伺いたい。少数意見を尊重するのは大切なことであるが、例えば2名会派の反対によって残り全員の意見が尊重されないということをどう考えるか。

【石田委員】 議会運営に関することというのは性急にすることはない。皆が納得する方法で進めていくべきである。

【中村委員長】 少数の意見を尊重する余り、多数の意見が無視されることが民主主義なのか。

【石田委員】 あらゆることがそれでよいとは思わないが、議事運営に関して多数決は望ましくないと思っている。

【中村委員長】 議案の議決では多数決でよいのに、議事運営で多数決が望ましくないのはなぜか。

【石田委員】 議会を運用するルールとは、話し合いをするルールである。

【中村委員長】 話し合いと言っても意見交換会ではない。我々は市民から負託を受けて決めることを求められている。話し合うことを求められているわけではない。話し合いは決めるために行っているのであって、その結果、何も決まらなかったということを望むものではない。

【石田委員】 決めることを求められているというのは、法的根拠もなく、それを普遍的に扱うのは違うと思う。予算や市民サービスに直接かかわることを我々はしっかり決めている。その根底である話し合いの場のルールづくり

は皆の意見を尊重する全会一致で進めていかなければ、多数派の意見が強くなってしまいます。それにはしっかりと歯どめをかけていく必要があると思う。

【中村委員長】 たった一人でも反対すれば事案が流れてしまうのであれば議論は尽くされない。多数派の横暴が本議会であったのか。少数の意見でも多数を説得していくのが民主主義である。それが話し合いであり、言いたい意見を言うだけが話し合いではない。

【高久委員】 具体的に本市議会の中で全会一致の何が問題か。具体的な支障は起きていない。今までずっと議会運営については全会一致で進められてきた。改革が進まないからと全会一致を崩して、なぜ多数決にこだわるのかわからない。

【小田委員】 個々の事例を挙げて、誰が悪いと言うものではないが、複数の会派がそれぞれ一会派として反対してまとまらなかった事例は複数あると記憶している。我々の会派が反対したこともある。大多数が賛成する中で一人が反対して決まらないのであれば、それは拒否権である。一人が反対すれば全ての事案を拒否できる。少数派があまりにも大きな拒否権を持つのはおかしいので見直していくべきだと考える。

【高久委員】 我々は市民の負託を受けて議会で予算を決めたり、請願等を採択するなど議論している。市民に具体的な悪影響を及ぼすなどのブレーキ的な役割を果たしているわけではない。議会改革が進まないから市民に迷惑をかけているということはない。長時間議論されて結論が出ないのであれば、継続して議論をすればよい。

【中村委員長】 我々は4年の任期があって、4年ごとに市民の負託を受けている。4年ごとに一定の成果を出さなければならないと思っている。時間の制限なく、何十年も議論をすればよいと言っていたら何もできない。議会の審議は多数決で決めており、何も市民に迷惑をかけていないと言うが、行政側から提案されたものに対して賛否をあらわすだけが議員の仕事ではない。まさに本市の議決権を行使する我々の組織自体をよい方向に変えていくのが議会改革である。

【高久委員】 全会一致を崩すというのは非常に悪い改革である。

【中村委員長】 議会運営に関して正解はない。正解がないから多数の意見を尊重しようというのが民主主義である。全員の意見が必ずしも一致するものではない。

【石田委員】 多数決は民主主義という考え方は、法的に決まっていたり、国民投票で決められたものではない。基本的に民主主義は皆で話し合っ合意形成していこうというものである。これが前提であり、その中でどうしても決まらないものを決めていかななくてはならないときに多数決という手段を使う。本市議会は多数決するものと全会一致とするものを分けている。なぜ分けているのかというと、予算など、どうしても決めなければならないものがあるからである。予算が決まらなければ、ずっと予算執行ができない。しかし、我々の議論の仕方とルールはそのような性質のものではない。皆が参加

するもので皆が納得したルールの上で話し合うべきである。そのようなことを過去の議員は考えて、全会一致を進めることとしたのだろう。そのような先人の考え方は踏襲していくべきだとの思いから、本件について反対している。それに対して反駁されたことはなく、ただ主張を言われるだけでは反対の意思を賛成には変えられない。現状で物事が進んでいかない大きな原因はポジショントークになっているからである。皆の結論は既に決まっているため議論の余地がない。

【赤嶺委員】 そのようなことはない。少数派の意見について話が出たが、全会一致の見直しを初めて提案したときも2人会派からであった。少数会派だから意見が通らなかつたり、拒否権を行使するように反対を乱発することもなかった。皆と協議をした上で、さまざまな改革を実行してきたということは、これまでの経緯としてあった。しかし決めていくスピードは非常に緩やかで、市民が求めているレベルに達していないと思う。なぜかというと、それは決められないからである。全会一致でも決めることができれば、全会一致のままでよい。石田委員の話は、まさに全会一致が本市議会で機能していた時の話である。先輩議員から聞いた話では、当時、皆が全会一致を目指していた時代というのは互いに折り合って結論を出していた。今は折り合うことができず、結論を出さず先送りになっている。これでは何も決定ができず、何も実行されない。このままではいけない。これを変えるためにどうすればいいかということところで、見直すべきという時期に来ているのではないかと考えている。

高久委員から、これまでどのような弊害があったのか、物事は決めてきているとの話があった。平成23年の初当選から私はずっと議会改革の場に会派の代表として参加している。そこで、少数の拒否権がどれだけ行使されてきて、どれだけ物事が実現されなかったのか経緯を見ればわかっていると思う。長時間議論しても、一部の反対で結論が出せない。これが続いてきている現状というものを、やはりどうにかしなければいけない。全会一致の見直しの方法については、これから議論が行われると思う。やはり全会一致が望ましい。それが一番である。しかし、それでは決まらない、先送りもできないといったときにどうすればいいかということに知恵を絞っていく必要がある。まずはそこからではないか。

【山崎委員】 自民党・新政クラブに伺いたい。神奈川ネットワーク運動は一会派のみの反対なら全会一致を変えていってもよいと思っている。例えば、自民党・新政クラブ一会派が反対であったときもそれで納得されるのか。

【中村委員長】 決まったことには従う。

【山崎委員】 自民党・新政クラブは一会派であるが人数が多く、議会の3分の1にも当たる。それでも納得できるのかと思って質問した。

【中村委員長】 もちろんである。先ほど、ポジショントークをして意見を変えないとの話が出たがそのようなことはない。

例えの話をしたい。前期、反問権について私は賛成であった。反問権はどん

どん認めるべきだと思っていた。そのときに当時の議員が、議会は議員が市民の負託を受けて行政側をただすのが仕事であって、行政側からただされる立場ではないと言っていた。議会が行政側に反問権を付与することによって、きちんと答弁しないで反問権ではぐらかすことを危惧すると言われ、それを聞いて、私は反問権については反対ではないが慎重であるべきだと考えが変わった。それは議論をして自分の意見を変えたものである。少数意見であっても論陣を張って多数意見に変えることもできる。それこそ、まさに言論の府ではないか。この中で議論を尽くして多数意見に変えればよい。弊害はないと言われたが、全会一致についてもかなりの時間、議論している。これもどこかでは決めていかななくてはいけない。それは民主主義の技術ではないのか。

【石田委員】 個人として意見が変わっていくことはあると思う。ただ本委員会に臨むにあたって、皆、事前に会派の中で話し合いをしてきている。それを踏まえてポジショントークと言った。個人と会派との違いを理解してほしい。

【中村委員長】 他の会派が提出した意見書案でも、内容に理解が示せるものは、自民党・新政クラブは賛成してきた。考え方が異なれば対案を出したり、反対もするが、理解できるものについては賛成をしている。必ずしも少数会派が提案したことを排除することはないと思う。むしろ、多くの賛成が得られているのに一、二人が反対したために流れてしまったことは、具体例を出すことはしないが多々あった。それを見直そうというのが今回の議題である。

【石田委員】 全会一致のルールがあるから、反対者を説き伏せるために議論を尽くす。これが多数決になると議論を尽くす労力を割く意味がなくなってくる。そのようなことはないと言われるかもしれないが、年月を重ねて多数決ルールが続いたときに、そのようなことが起こらないという保障はどこにもない。仕組みは仕組みとして割り切って考える。議論が進まなくて歯がゆい思いをしているのは私も同じである。しかし全会一致をルールとしているのには意味があると思っている。多数派の人たちがルールをつくる側になると公平な議論ができなくなってしまう。実際にそういう時代があった。

【中村委員長】 本市議会ではそのようなことがあったのか。

【石田委員】 本市議会ではなく戦前のことを言っている。

【中村委員長】 赤嶺委員の言うとおりに、全会一致が正しく機能していたときは、それがよかったと思う。しかし、今は全会一致の弊害が強く出ているので提案している。他自治体議会の多くで全会一致がとられているのは承知しているが、全会一致をとっているところは大方の意見がまとまりかけたら、反対している少数は譲り合うことでまとまって全会一致になっている。もしくは議長がリーダーシップを発揮して議会改革など、強く進めたいといったことに対して、議会がまとまって全会一致になるなどで機能している。それならば、全会一致も望ましい。しかし、今は拒否権のようになっている。全会一致ではなく民主主義の原則である多数決を考えたい。

例えば、権利能力なき社団は法人格を有しないが、法人と同様に扱うとされている。この権利能力なき社団の成立要件に多数決の原則が貫かれていることが挙げられている。団体としての民主主義が機能しているということは、多数決で物事を決められるということである。もちろん全会一致が一番望ましく、全員で合意できるように話し合いを尽くすことは大切である。しかし議論が平行線のまま、どうしても決めなければならないことについて多数決という方法が考え出された。議案が多数決で決められているのも、民主主義の基本だからである。それを違うと言われては民主主義を否定されているようなもので、民主主義を認めているながら多数決には反対だという意見は理解できない。

【石田委員】 多数決を否定するものではない。使いどころを考えるべきだと言っている。全会一致で考えるべきものが、議会のルールだと思う。予算など決めなければ影響のあるものは多数決で決めている、民主主義の基本は議論であり、話し合いで決めることである。そこを尊重して進めている。多数決はあくまでも手段である。

【赤嶺委員】 石田委員は全会一致の見直しについて、どうすれば賛成してもらえるのか。

【石田委員】 納得のできる説明があれば、賛成することもあると思うが、今のところそのような話は聞けていない。

【赤嶺委員】 具体的に、このようにすれば賛成できるという案はあるのか。

【石田委員】 本市議会では、現状、多数決と全会一致を使い分けていることをすばらしいと思っているので、全会一致を見直すという考えがわからない。

【赤嶺委員】 その意見を今、お互いがぶつけ合っている場である。その中で我々は結論を出していかなければいけない。相手の意見を聞いた上で、私の意見は変わらないというのでは前に進まない。これがまさに全会一致の弊害である。

例えば、全会一致を見直す際に、その決定方法については厳格に4分の3の賛成としたり、全会一致の努力規定を設けるなど、さまざまな条件を付して合意を得るということはどこかでできるはずである。しかし、その案もなく当初の意思のまま会議に臨んで議論をするのであれば、始めから結論が出ており、この議論の場ですら無駄になる。それではいけないから、変えていかないと我々は提案している。

【中村委員長】 かつての議会報編集委員会、今の広報委員会も全会一致であり、前期、私が委員であったときに市議会だよりの表題を変えたが、変えるのに2年かかった。それでも全会一致がよいのか。

【石田委員】 議会運営も市議会だよりの議員全員がかかわるものなので、全会一致の原則が適していると思う。

【中村委員長】 表題だけを変えるのに何時間もかけて変える必要があったのか。もっと簡単にできたのではないかと思う。話し合いをすることも、議論を尽くすことも大事だが、ただ議論を尽くせばよい、議論をすることが大事

だというのは違うと思う。議論を尽くしたあとに結論を出すことが我々に求められていることであり、それが議会であると思う。議論を尽くすことを重要視して、結論はどうでもよいというのであれば、それは職務の放棄ではないか。

【古木委員】 予算や市民サービスについては多数決でよいが、議会運営は全会一致だというと、議会の進め方は市民とは関係ないように聞こえる。

【石田委員】 そうではない。予算の執行が滞ると市民生活に直結した問題が発生するということである。

【中村委員長】 それはおかしい。市民生活に直接かかわるものは時間を決めて多数決とし、議会改革はどれほど議論していても市民とかかわりがないから議員が全会一致で決めればよいと受け取れる。

【事務局次長】 議会運営と比較しているが、本会議の表決については地方自治法の定めがある。第116条において、「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」とされている。「特別の定」とは、特別多数などの議決は別であることを指し、「普通地方公共団体の議会の議事」を大和市議会の本会議の議事と読みかえていただきたい。これについては議論のしようがなく、本会議の議事は法定されている。そこから先の協議をお願いしたい。

【中村委員長】 本委員会は、議会改革のため長時間議論をして、会議録も作成されており、かかる経費には税金が投入されている。皆が納得できるまで何時間でも議論すればいいというのは、市民の税金を使っていることを無視した話ではないか。議事運営などの改革の方向を示したのであれば、それを進めていかななくてはならない。たった一人でも反対であれば、先に進められないというのは議会としての役割を果たしていないのではないか。例えば、27人が賛成していて自分だけが反対でも石田委員は譲る気はないのか。

【石田委員】 可能な限り議論をして、妥協点が見つからなければ反対する。

【中村委員長】 長時間かけて議論してきたとしても、反対なのか。

【石田委員】 反対である。

【中村委員長】 それが全会一致の大きな弊害である。

【石田委員】 感情的なものではなく、正当な理由をもって反対をする。もし正当な反対理由でなければ論破される。そこで反対とは言わない。

【中村委員長】 先ほども話したように、どちらが正解というものではないことが多い。大勢がこれでやってみようとなったときに、自分のほうが絶対に正しいということがないのに、自分が正しいと思えば一歩も譲る気がないということか。それでは決まらない。

【小田委員】 本委員会で進んだものもあるが、それは誰も反対しようがない項目であった。今まで誰かが反対したものは進んでいない。やはりどこかで譲り合って合意に向けて進んでいくことが必要である。ポジショントークとの言葉が出たが、結論が決まっていって賛否をあらわすだけになっていると

いう話も理解はするが、少数が反対して話が進まないというのは物事の決め方としてはあまりにも緩やかすぎるのではないか。

【高久委員】 議会運営の話し合いのルールは、やはり時間はかかっても合意をして進めていくことが前提であり、私も石田委員も会派の代表として本委員会に出席し、意見を述べている。議会運営はたった一人が反対して物事が進んでいないということではない。戦後民主主義の中で、地方自治は日本国憲法の大事な柱として決められている。議会運営について全会一致とするやり方を変える必要はない。

【中村委員長】 憲法の中で戦後民主主義の議会運営について全会一致と決まっているわけではない。本市議会の会議規則の中に原則として定められたものであり、法律や憲法ではない。

【高久委員】 大もとは憲法からきている。

【中村委員長】 憲法の中で議会運営に関することは多数決にすることは書かれていない。代表者会においては全会一致が慣例とされているだけなのではないか。

【事務局次長】 過去の決定事項は「大和市議会の手引」として残っている。議会運営委員会については、「地方自治法第 109 条第 3 項に規定する議会運営委員会の所管事項のうち、第 1 号議会の運営に関する事項及び第 3 号議長の諮問に関する事項の審査については、全会一致で定めることを原則とする。」と平成 3 年 9 月 2 日に同委員会で決定しており、代表者会については、「代表者会での決定は全会一致を原則としているが、全会一致をみないで決定されることもある。」という運用描写を事務局が記録している。

【山崎委員】 本件の議論については収束することがないように思う。過去、全会一致とする決定があったことを今、知らされた。以前は全会一致が有効に機能し運用されていた。現在、本件について結論を出さなければならないような雰囲気強いようである。過去の協議事項でも反対意見が出て、全会一致の見込みが立たないことが明らかになったとき、合意には至らないと速やかに結果を出した。本件も全会一致という重要な内容ではあるが、協議事項の一つとして扱いは同様なのではないか。既に二会派の反対が明確であるのに、それでも議論を続けようとするのはおかしいのではないか。

【中村委員長】 反対意見の二会派の委員は、議論をすることが大事だと言っており、まだいろいろな意見が出ている現状で、それをあえてとめることはない。

【山崎委員】 賛否それぞれの意見がほとんど出されたのではないかと思っている。

【中村委員長】 山崎委員の言うように、双方の意見が出尽くしており、お互いに歩み寄ることができない状況であるならば、今が決をとるところである。

【山崎委員】 決をとるというが、今の原則は全会一致ではないのか。

【中村委員長】 原則は全会一致である。あくまで原則であり、例外もあることは前回の本委員会でも、本委員会の要項をつくるときにも確認している。

今も決をとることは可能である。議論が尽くされないで決をとると強行採決との声も出かねないので議論をしている。山崎委員の言うように、既に議論が双方出尽くして、これ以上何時間議論をしても結論が変わらないのであれば、場合によっては決をとりたい。

【石田委員】 なぜ、原則としてと規定し、例外をつくっているか私も調べた。地方自治法では「議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とし、「議会の運営に関する事項」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」、「議長の諮問に関する事項」の3つを挙げている。これを全て全会一致としているかということ、そうではない。既に明文化されている部分で例外が存在する。中村委員長は例外として決をとると言われているが、全く明文化もされておらず、前回の委員会で例外についても議論を進めていかななくてはいけないと言っていたのに、例外についてどのようにしていくか協議が全く進んでいない中で、いきなり例外を適用するというのは乱暴に感じる。

【事務局次長】 今の解釈には誤解がある。たしかに1号から3号まで3つの役割が掲げられているが、そのうちの2号は申し合わせの記載でも、うたい方として避けている。議案や陳情を審査する場合、これは会議規則の適用となるので、1号と3号だけを原則として全会一致と規定している。各会派に配付している「大和市議会の手引」の253ページ、大和市議会委員会条例の第4条に、「地方自治法第109条に規定する議会運営委員会の所管事項のうち、第1号議会の運営に関する事項及び第3号議長の諮問に関する事項の審査については、全会一致で定めることを原則とする。」としており、2号が例外ということではなく、2号はきちんと申し合わせの中でも避けて定めているので、そこは誤解があるようである。

【中村委員長】 本件について、乱暴に決をとりたいと言っているのではない。だから、このように時間をかけて議論を尽くしているが、この先どこまで議論をしても平行線だと言うのであれば、それはどうなのか。

【石田委員】 委員長が前回の本委員会で、例外についても今後話し合いをしていかななくてはいけないと言っている。

【中村委員長】 決をとると決めた後の話である。決をとるのに、過半数の賛成とするのか、3分の2とするのかを本委員会で話し合いたい。

【石田委員】 例外のことを何も話をせず、決をとるのか。例外自体の議論が一切ない状態である。

【中村委員長】 例外は要項に記載されていて、会議は要項に基づいて運営している。要項上に原則として全会一致で決めるとしており、本委員会は当初からそのように運営している。原則としてということは例外もあることを確認している。

【石田委員】 その例外をどのように運用するかは決めていない。例外についていくらでも適用できてしまう。

【赤嶺委員】 前回の本委員会において、委員長は場合によっては決をとる

こともあり得るという前提で本日に臨むように話があった。

【山崎委員】 それについて私は反対した。

【赤嶺委員】 ここで決をとるべきではないということか。

【高久委員】 合意されていないので先送りすべきである。

【中村委員長】 合意されなければ先送りすることが、議論を尽くさないことの理由になっている。ここで決をとろうとしても一、二人の反対にあって進まない。

【石田委員】 ずっと一人が反対してもと言われてきたが、本件はすでに二会派の反対がある。ここに例外を持ち込むことは、今後例外の範囲が広がっていくことにもなる。

【赤嶺委員】 本件は、かなり大きなテーマであり、今後の改革の進捗や議会運営に大きくかかわることである。今回は例外として決をとるべきである。

【高久委員】 議会運営のあり方は民主主義の基本中の基本である。それに例外を設けて多数決で決めていくというのは問題であり横暴である。

【中村委員長】 もしそのような意見を持っているのであれば、この規約を決めるときに、原則として全会一致とするという部分から原則としてを削除して、全会一致とすると主張すべきではなかったか。例外を認めないのであればそのようにするべきだったのであり、今になって例外の適用を認めないほうがおかしい。

【石田委員】 今まさに全会一致そのものを協議している。全会一致が原則である。

【赤嶺委員】 本委員会の設置要項が決定される際の経緯を御存じか、石田委員に伺いたい。

【石田委員】 会議録を読んでいる。

【赤嶺委員】 このときはかなり決定方法について紛糾した。それでこの文言に落ちついている。その中で例外を認めるという考えが含まれている。それも議論されており、会議録にも残っている。その経緯を知っているのであれば、今のような意見にはならないはずである。そもそも原則であるので、例外として判断をすることはあり得る前提のもとに、このような要項になっており、それで合意をしている。

【石田委員】 全会一致を原則としながら、原則であるなら例外があるとして、全会一致そのものを見直すというのはそこでの話を軽んじている。個別の案件、例えば委員会のインターネット中継のように、前期に全会一致で決まっていたのに改革が進んでいないことを理由に反対があった。その反対はおかしいとして決をとるなら、理解できる。しかし、今話をしているのは全会一致そのものを見直すということであり、全ての協議に影響する。これを見直すのに例外を適用すること自体、大きな誤りになる。そうではなく、個々の事案に対して委員長が全会一致の原則ではあるが、議論を尽くしたとして、場合によっては例外を適用して決をとることもあるとすることは理解する。しかし、本件を最初の例外として扱うのは乱暴である。

【小田委員】 乱暴と思うかどうかは主観であり、理論上はあり得る話である。市が提出する議案は多数決で決めている。民主主義として多数決で決めるのは基本的には原則である。議会運営で全体にかかわるから、全会一致になっているが、全会一致が原則であり、現在例外がある以上、その例外規定を使って全会一致を見直すことは理論上おかしくない。それが理論上できるから強硬に反対されるのだと思う。石田委員の理論では永遠に全会一致は崩れない。

【石田委員】 全会一致は原則で、それ以外が例外である。

【中村委員長】 なぜ、あえて要項に本委員会の決定の方法が全会一致を原則とすると記載されているか理解されているか。それは通常の会議等では、全会一致が原則ではないからである。全会一致が原則であれば、あえて全会一致について要項に記載する必要はない。原則は多数決であるから、本委員会の決定に関しては全会一致を原則にすると、あえて記載したものである。議会の決定の方法は全て多数決であり、要項に記載がなければ本委員会も多数決である。常任委員会や特別委員会が全て多数決で決めているのに、本委員会に限って全会一致を原則とするとあえて書いたのは、全会一致が原則ではないからである。全会一致が原則であると記載して、そこでも原則という言葉をつけて、例外があることを認めている。決定を過半数か3分の2などとするかは議論するところであるが、何かを決めるときはそれぞれ決をとって決める。それはあくまでも原則は多数決であるからである。本委員会では、あえて全会一致を目指そうと明文化している。

【石田委員】 多数決が原則であるとはどこにも記載がない。全会一致が原則というのは記載されている。全会一致を見直すことにあえて例外を持ち出すのか。記載されていることと異なっていると指摘している。

【赤嶺委員】 要項を検討した会議の中で、議論になったところが、まさに今、話し合われたところである。原則としてという文言が入っている背景には例外を認めているところがある。

【中村委員長】 全会一致の原則を変えることに例外を適用できないのであれば、小田委員の言うように全会一致は永久に変わらない。高久委員と石田委員の言う、議論を尽くして物事を変えていくことは最初からできない。変えないという前提で最初からこの会議に臨んでいることにならないか。

【石田委員】 だから議論をする。我々の譲歩を引き出すために、一生懸命議論をしているのではないか。これを多数決で決めるのであれば、ここまで議論はしないと思う。

【鳥淵委員】 なぜ反対なのか我々が理解できない。ただ単に反対だということにしか聞こえない。公明党としても全会一致が望ましいと言っている。やはり皆と話し合っていると決めるところは決めようと言っているのに、ただ単に反対で、その説明の意味が理解できない。反対するために理由をつけているようにしか聞こえない。

【高久委員】 原則であるものに対して、例外をもって壊そうとするのはと

んでもないことである。前回、委員長は何でも多数決で決めたいと言った。記録にも残っている。だから我々は徹底して反対している。会議録を確認してほしい。

【石田委員】 多数決が広く使われるようになると、議論ができなくなる。そして、議会のルールが多数決で決められてしまうようになりかねない。それに対する歯どめをどのように考えているのか。

【鳥淵委員】 多数決で決めてしまおうとは思っていない。皆の意見をしっかり聞こうと言っている。赤嶺委員の言ったことに皆、納得している。しかし反対している方の言っている意味がわからない。

【石田委員】 今、皆の話をしっかり聞くと行ってもらえたが、これから議員もかわってくる。どのような人が議員になるかはわからない。そのとき仕組みとしてしっかりと枠をつくっておかないといけない。だから歯どめとして議事運営に関しては全会一致としたい。それは議会の土台の話だからである。その土台の上で話し合うことは必要に応じて多数決とすることに異議はない。これが私の反対の理由である。

【山田副委員長】 ルールを決めていくことは重要なことである。合意を目指して議論することも大事である。ここで全会一致の見直しが協議事項として出てきているのは、過去の議会改革の組織や議会基本条例検討協議会の協議の中でいろいろな議論を尽くしてきて、どうしてもうまくいかなかったという経験のもとからだと思う。そこで、ルールを見直さないかという提案である。全会一致を目指してきたが少数会派の横暴になってしまうようなこともあった。全会一致を見直して過半数にしたいとは思っていない。自民党・新政クラブと公明党が賛成すれば何でもよいのかというのは望ましくないと思うからである。そこは3分の2や4分の3など、そういった歯どめのルールをしっかりと決めないといけないと思っているが、全会一致でとにかく全員が納得しなければ一歩も前に進めなかった例として、過去の議会基本条例検討協議会で言えば、一節全てなくなったり、前文の背景が削られたことがあった。ポジショントークとの話が出たが、私も会派を代表して出席しているが、会派の意見を変えたことは多々あった。会派を代表して出席していても、議論の中で変わらなければつくり上げていくことはできない。それぞれが自分の会派の主張だけを言い続けていては何も決まらない。理解できるところは歩み寄って決めていく。それでも決められなかったことがいくつもある。そういった経験を踏まえた話であることをわかっていたいただきたい。だから全会一致の見直しについて協議をしてはどうかと提案している。

【中村委員長】 長時間議論をしてきたが、多くの委員が全会一致の見直しについて協議したほうがよいと思っていると思う。今までどおり、これを全会一致に至らなかったとするか、例外を適用して多数決とするかである。多数決と言っても、山田副委員長や山崎委員の言うように過半数より多い割合で決めてはどうかとの意見もある。しかも本委員会は決定機関ではないので、ここで全会一致の見直しについて代表者会や議会運営委員会で協議すること

を決めたとしても、代表者会や議会運営委員会でどのような決定になるかはわからない。今まで本市議会のどこの組織でも全会一致の見直しをすることについて決をとられたことがない。これだけ問題意識を持っている委員がいて、きょうも1時間以上かけて協議を続けている。一定の結論を出す必要があるのではないかと赤嶺委員からも提案があったがどうか。

【石田委員】 要項に記載されていることを守ったほうがよい。全会一致を原則とするならば、ここは全会一致を守らなければいけないのではないか。なぜそれを守らずに物事を進めるのか。

【中村委員長】 それは違う。全会一致を原則とするというのは、本委員会の決め方である。それを言っているのではなく、本市議会全体の全会一致となっているものを見直そうという提案であって、本委員会の全会一致の原則について協議するものではない。

【石田委員】 全会一致を原則とすると要項に記載されているから、そうするしかない。

【中村委員長】 原則とするということは例外があるということを確認もしている。その例外を適用して、本件について決をとりたいと諮っている。

【石田委員】 例えば委員会のインターネット中継の事案を多数決とするなら理解する。

【中村委員長】 本件も順番に協議している議会改革の項目の一つである。

【石田委員】 同列だという話は通らない。

【赤嶺委員】 要項を決めるときに例外を認めるという前提で全会一致を原則とする規定にしている。それを前提に話をしてほしい。

【小田委員】 例えば憲法改正は議決要件が3分の2以上とされ、改正がしにくくなっている。本市議会の議会運営も全体にかかわるので全会一致と厳しくしているのだと思う。自民党・新政クラブは多数決とだけ提案しているが、公明党の4分の3等で合意をしてはという意見は、過半数より条件を厳しくしてはどうかというものである。

憲法でも理論上は、改正が可能なように定められている。それはもし民主主義で失敗があったとき、このルールがおかしいとされたときに、民主的にルールの変更ができるようにしていると考ええる。多数派が全て正しいとは限らない。そうなれば少数派の意見がやがて多数となったときに直せばよい。それが民主主義である。全会一致は原則としてあるが、自民党・新政クラブだけでなく、大半の委員が全会一致は見直したほうがよいとの意見であり、その議論を進めていくための手続きをすることに反対ではない。

【石田委員】 例外を適用するとしても、物事が進まないからといって全会一致をいきなり変えるというのは乱暴ではないか。過去の事案で議論を尽くしても決まらないから例外を適用したことは一度もない。全会一致という根本的なものを変えれば、今後の決め方が変わってしまう。これは慎重に扱わなくてはならないと思う。

【中村委員長】 誤解がある。例えば、本委員会で今、全会一致の見直しにつ

いて合意したとしても、次の協議事項から多数決に変わってしまうものではない。本委員会で合意されたら、これを代表者会と議会運営委員会に送る。そこで改めて協議される。代表者会や議会運営委員会に送ることにさえ反対というのは、議論を尽くすことを拒否することになるのではないか。

【石田委員】 全会一致のルールは、本委員会で協議事項を決めるときのルールである。全会一致は原則で例外もあるというが、今まで全会一致によって協議事項が進まないと言われてきた協議事項のいずれにも例外を適用して決めたことがないのに、いきなり全会一致の見直しに例外を適用するのは乱暴ではないかと言っている。そのことに答えていない。

【赤嶺委員】 見解の相違だと思う。例外の規程を唯一使わざるをえないのが、この全会一致についてではないかと思う。全会一致の規定が全会一致でなければ決められないのであれば、永遠に変えることはできない。まさにこの議題こそ例外規定が適用されると考えるべきではないか。他の協議事項で例外規定をなぜ適用してこなかったのかというのは、例外適用を提案した委員がいなかったからである。本件では私とその旨を提案している。だからこそ中村委員長は、その判断を皆さんに求めているのではないか。4分の3や5分の4などの決定方法については、いろいろな考え方があろう。むしろ、そういう提案をして合意に近づけようとするのは反対されている皆さんのほうから出てくる提案ではないのか。反対を表明するだけで、合意をするために寄り添おうとする姿勢が見られない。提案があるなら述べていただき、その提案なら受け入れられるという許容の範囲を持ち合わせて、私は本委員会に臨んでいる。

しかし一向にその段階に入らない。

【高久委員】 全会一致の見直しというのは、ずっと議論されている問題であると思う。そのような中、平成3年9月2日の議会運営委員会の決定で確認している。全会一致制が弊害であるような意見も出ているが、全会一致は本市議会の誇るべき制度であると思う。議論が進まないから問題を起こしているということではなく、こういう認識やルールを守っているからこそ議論ができる。話し合いをする場が本委員会であり、ここで議論をして結論の出ないものは引き続き議論をしていく。このルールに基づいて進めていくべきだと思う。石田委員の言うように例外をもって全会一致を見直すことはすべきではない。

【赤嶺委員】 要項は委員全員が合意してつくったものである。それは会議録を見ればわかっていただける。本件については前期も結論が出なかった。今期も出なければ、また4年後になる。そこでも同じ議論になって結論が出なければ、また4年後と永遠に変わらないし、改革も進まない。このようになっているから、おかしいので見直さないかと話し合っている。本委員会で結論を出そうと言っているわけではない。見直しが必要であるという結果を代表者会や議会運営委員会に送って、そこで協議をしてもらおうという決を本委員会としてとりたいということではなかったか。

【山崎委員】 決をとることに反対ではない。結論ありきで決をとるのはよくないと思う。今まで議論をしてきた中で、例えば一委員や一会派の反対が逆の意味での数の横暴だとする話も理解する。しかし、そういった例を挙げてきたのなら、その例に基づいて決をとるべきなのではないか。本件では二会派が反対なのに決をとるのはいかがか。

【中村委員長】 今回は二会派の反対で決がとられても、代表者会と議会運営委員会に送られればそこで改めて協議される。

【山崎委員】 どこでも同じ議論になることが予想される。

【中村委員長】 先ほど赤嶺委員も言われたが、本件は今までいろいろなところで議論されてきたが、どこも結論を出してこなかった。同じような議論が繰り返されて会議録に残ってきた。いずれかの組織で結論を出し、その結論を踏まえてもう一度、よく議論をしてもらえればよいのではないか。まさに言論の府であるので、本委員会で話し合ったことが間違っているのなら、次の代表者会や議会運営委員会でいろいろ議論を尽くして修正すればよい。我々も必ずしも最初から数で押し切ろうというわけではない。あくまでも全会一致を目指して議論をするのは言うまでもない。そこでどのような歯どめをかければよいのかを送った先の組織で話し合っ、具体的なルールを決めていけばよい。そのように議論を尽くすことさえ反対なのか。

【石田委員】 なぜ今までの協議事項を決めるときに例外規定を用いなかったのか。

【中村委員長】 誰からもその件について提案がなかったからである。

【石田委員】 それは正副委員長が判断することになっているのではないのか。

【中村委員長】 協議の中で、議論が出尽くしたので結論を出してほしいとの提案が委員からあれば、正副委員長で判断して決をとることもある。

【石田委員】 本件の協議の中で、原則なのだから例外もあるということがクローズアップされた。それまでは全会一致でないと本委員会は物事が進んでいかないと思っていたので、多数決はとれないものだと思っていた。そういった考えを持っていた委員はいるのではないか。先に協議した委員会のインターネット中継の協議については、前期に全会一致で決まったものである。

【赤嶺委員】 それは前回、既に結論を出して皆が合意したことである。

【中村委員長】 本件についての議論をしてほしい。

【石田委員】 例外規定を使うところを変えるべきだと提案している。前期に全会一致で合意されている委員会のインターネット中継は、条件が出されて議論が進まなくなっている。これこそ、例外を適用する案件ではなかったか。

【中村委員長】 そのときに提案すればよかったのではないか。協議を本題に戻したい。全会一致の見直しについて賛成か反対か、提案者である赤嶺委員から決をとってほしいとの提案があったため、決をとるに当たりどのように決めるかを協議している。決をとって代表者会や議会運営委員会に送り、

そこで協議することにも反対だという理由を聞かせてほしい。

【石田委員】 協議することに反対ではない。変えるということを前提に協議することは受け入れられない。

【中村委員長】 変えるということを前提に協議することは、きょうの冒頭で山崎委員の意見を聞いて取り下げた。結論として変えないということもあり得る。

【高久委員】 そうは言っていないと思う。確認してほしい。

【山崎委員】 そのように言っている。

【中村委員長】 代表者会や議会運営委員会で議論をした結果、全会一致を変えないということはある。そういう前提である。ただし、本委員会の中では、一定の方向性を示したいとの提案者の意見もあったので決をとろうという話である。

【山崎委員】 その決のとり方はどうかと思う。今まで一会派だけが反対で進まなかったことも多々ある。ここで決をとるにしても一会派だけが反対であれば納得がいく。

【中村委員長】 決をとろうと思う。(1)と(2)が一括で協議されているが、「(2)【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」という提案には、いろいろ意見もあろうかと思うので、「(1)全会一致の見直し」についてなら判断しやすいと思うので、これの決をとりたい。

【山崎委員】 決をとる前に賛成の割合を決めなくてはいけないのではないか。

【中村委員長】 本件の決をとる割合について、過半数か3分の2がいいのか、4分の3か5分の3か5分の4のいずれにするか。

【山崎委員】 それは何の割合になるのか。

【中村委員長】 本委員会の委員の人数になる。

【山崎委員】 9人か。

【鳥淵委員】 委員長を除く9人である。

【山崎委員】 会派の人数にはならないのか。

【山田副委員長】 ここは委員会なので委員になる。

【中村委員長】 公明党の意見はどうか。

【鳥淵委員】 先ほど4分の3と提示した。

【高久委員】 ここで賛否を表明して決をとるよりも、このまま代表者会と議会運営委員会に送ってはどうか。決をとれば可決されたことになる。

【山崎委員】 可決されないと送れないのではないか。

【中村委員長】 そのとおりである。本委員会では、全会一致とならなかったのが現状のとおりとするか、全会一致したので代表者会と議会運営委員会に送るとなるか、多数決により決したので代表者会と議会運営委員会に送るとなるかのいずれかである。

【高久委員】 それを協議のスタートの時点で確認していない。

【中村委員長】 確認している。要項を決めたときの、例外にかかわる会議録

を事務局から読み上げてもらいたい。

【議事担当係長】 今期の会議は平成 27 年 10 月 5 日に要項案を配付して決めている。そのときは記載の内容でよいかを諮って了承されている。その要項のもととなっているのは今期の前の本委員会で、平成 26 年 6 月 25 日のものである。

案では、全会一致を原則とするとし、「例外の適用については、その状況に陥った時のために委員長と副委員長がいるのではないか。」との意見に対し、「どうしても議論を重ねた結果、意見が一致しない時、それでも結論を決めなければならない状況においては委員長がどのような判断をするのかになると思う。個別具体的にさまざまな事例が出てくると思う。」とされ、「議論を尽くし、結論が全会一致にならず、結論を出さないのは惜しいような場合は、委員長判断で全会一致の要件を外して結論を出していくこともあることは承知してほしい。」という当時の委員長の投げかけに対して、「この条文どおり、全会一致を原則とするということである。それはこの要項でよいということである。」との意見があり、当時の委員長から「要項の条文はこのままとし、議論で微妙なものが出た場合には正副委員長の判断で場合によっては、何分の幾つかの多数決にさせてもらうという含みを持った上での全会一致でよいか。」との投げかけに、「例外規定があるということが確認できればよい。あくまでも原則は全会一致でよいが、議論を尽くしてもまとまらない場合は多数決もありうるということが確認できた。」「全会一致を原則とすると条文には書かれているが、委員長が調整し、判断をして結論を出すということもあるということをごここで合意をしたと理解する。」との意見があり、最後に当時の委員長のまとめとして、「委員の皆さんには、今の経緯をよく理解していただいた上で条文はこのままとする。事務局にはこの条文については、そういった含みを持たせて委員の皆さんが理解したことを議事録に記録しておいてほしい。」と記録されている。

【中村委員長】 本来なら、正副委員長の判断で多数決としてよいような記録になっている。多数決と言えば過半数である。ただ、より民主的に行いたいので、単なる過半数にするのではなく、さらに正副委員長で決めるのではなく、委員の皆さんに諮って割合を決めた上で決をとりたい。赤嶺委員が言われたように、非常に重要な問題であり、いろいろなところにかかわってくるものである。だから先送りにするのではなく、ここで決をとりたいと思う。

【石田委員】 個別具体的にさまざまな事例が出てくると会議録にあったが、まさにそのとおりである。個別に決めればよいのに、なぜそれが本件なのか。

【中村委員長】 個別にやっている。

【山田副委員長】 原則、全会一致の合意を大事にしたいからである。しかし、本件に関して、このままではルールの見直しができないままになるので多数決で決をとって委員会としての立場を明確にしたいということではないのか。個々に、いろいろと多数決にするのであれば原則とした全会一致の合意にならない。これまで決をとらなかったのは、その合意を大切にしてきた

からであると思う。

【赤嶺委員】 再三説明をしているが、理解をしてもらえない。今から同じ議論を繰り返す時間もないので、決をとるべきではないか。私は本件については過半数での多数決がよいと思う。

【中村委員長】 提案者からは過半数での多数決との提案がされた。公明党からは4分の3という意見が出ている。ほかにあるか。

【青木委員】 自民党・新政クラブも過半数がよい。

【鳥淵委員】 3分の2としてはどうか。

【山崎委員】 いずれにしても、代表者会と議会運営委員会に送ることが決まる。それはよいが、その決め方は強行だと感じる。

【赤嶺委員】 どのようにすればよいか。

【山崎委員】 ずっと例として、一会派の反対で決めることができなかつたと話をしてきた。私もそれは問題だと思う。全会一致の見直しには賛成するが、例えばここで割合を3分の2にするにしても、4分の3にするにしても、2会派の意見を無視したことにならないか。

【小田委員】 一会派というが、自民党・新政クラブは委員長を含めて4人いる。自民党・新政クラブが反対するのは、2人の会派の反対より重い。そこに違和感を持っている。一会派と言うのがよくないかもしれない。

【山崎委員】 会派制をとっているのであれば、意見が一致しているのだから、それを前提に本委員会が構成されているのではないか。決をとることに賛成だが、今回、二会派がここまで強く反対しているのに決をとることにについては違和感がある。

【中村委員長】 本件は前回ときょうの2回も議論をしている。前回の最後には、本件については場合によって決をとりたいと話もしている。きょうは提案者からも決をとってほしいとの意見があった。時間は十分かけて話し合いをしているし、ここから先は平行線で交わることはないと思われる。本委員会では一つの結論を出さなければいけない。だからここで決をとりたいが、ここで全会一致の見直しが決まるわけではない。代表者会と議会運営委員会でよく話し合ってもらって、今後の運営をどのようにしていくのか決めてもらえればよいし、山崎委員が言うように熟慮をした結果、現状のままとすることもある。本委員会ですべて長時間話し合っただけで一定の結論を出したことは、今後の議会運営には意味を持つことだと思う。

先ほど3分の2の賛成で決めるという意見が出たがどうか。

【山崎委員】 今の私の意見についてはどうか。

【小田委員】 割合ではなく、一会派の反対の場合ということか。

【中村委員長】 私が先に述べたのは自民党・新政クラブ一会派が反対しても、議会として賛成でまとまったのであれば、それには従うということである。本委員会は会派の議員数に応じて委員を選出しており、委員の多数決であると思う。

【赤嶺委員】 決をとるということを考えたら、基本的には過半数による多

数決であると思う。

【中村委員長】 要項を確認しても多数決を正副委員長が諮るとしているが、大事なことなので他の議案のように過半数で決めるのではなく、より多数で決めたほうがよいとの意見もあり、それを反映すべきではないかとの提案である。

【中村委員長】 明るいまらい大和は3分の2という提案についてはどうか。

【赤嶺委員】 決をとることが大事であり、決定方法については委員長に一任する。

【小田委員】 ここで割合を決めるのはよいと思うが、本件は重要な話である。割合の設定は会派に持ち帰ってはどうか。

【山崎委員】 次回に決をとるということか。

【赤嶺委員】 あくまでも本件について決を今ここでとるための割合を論じているということではどうか。今後どういう決定方法がよいのかを話し合っているわけではない。今回、例外規定を適用して決をとるので、その場合には多数決でよいのではないか。ただし委員長が割合について考えを述べられたので、それについて明るいまらい大和は一任するとのやりとりをさせてもらった。

【中村委員長】 小田委員の意見はきょう決をとらずに次回にするということか。

【小田委員】 決をとるのはよいが、今後の決め方の割合まで決めるのはどうかというものである。

【中村委員長】 全会一致の見直しについての決をとったときに、ここでの決をどれだけの割合にするかである。

【小田委員】 ここでの議決は、今のところ4分の3や3分の2とか決まっ
てはいないので、現状のルールで過半数であると思う。

【山崎委員】 きょうの委員会で決をとるかもしれないということで臨んでいるが、原則として全会一致というのは大前提だと思う。個人の意見として全会一致はそれほどハードルが高いものだとは思っておらず、譲歩できるものであると思ったが、そうではないようである。

【中村委員長】 全会一致の見直しというのは、全会一致を全てやめるというものではない。

【石田委員】 前日も委員長が速やかに多数決で決めたいと言っている。

【赤嶺委員】 そのやりとりの前後も確認しなければどのような話の中で言われたのかわからない。

【石田委員】 そのあとに議論も大事だと言っている。本音として多数決で速やかに決めたいと言っている。本件について一部は見直しになるかもしれない。このように広げていけば、この先さらに広がっていくことが目に見えている。

【鳥淵委員】 それは違う。

【石田委員】 一括で協議されている議題に例外なく多数決とするという提

案も出ている。

【中村委員長】 先ほど言ったように、それについてはいろいろな意見があるだろうから、ここでの一括協議の議決は全会一致の見直しということだけで行うと説明している。その見直しをするのは代表者会や議会運営委員会であり、結果的には現状のとおりとなるかもしれない。個人的な意見であるが、今まで全会一致ということに苦慮してきた。いろいろなことが少数の反対によって決まらず、これは見直さなければいけないとの思いがずっとあった。ただし、会議である以上は全会一致を目指していくのは当たり前のことである。しかし、それでも決まらないときに、どのようにして決めるかという技術が多数決である。ただし、多数決については必ずしも過半数ではなく議題によっては決する割合を話し合っ決めてればよい。一番の問題は、全員が一致をしなければ、長時間話し合いを重ねてきたことでも廃案になってしまうということである。それが何年かおきに繰り返されることが問題だと思う。それを見直そうということである。

【石田委員】 会議録にもあったが、その問題を解決していくのは個別で例外を適用していけばよい。今まで例外規定の適用を提案してこなかったというが、今後やっていけばよい。

【小田委員】 それは矛盾している。原則なのだから例外適用するなという考えもわかるが、今の言い方では賛成ということになる。

【石田委員】 前回の本委員会で例外があるということは認めている。ただし、例外というものがどういうものかも決めていない。例外をどのように適用するのかはもっと慎重になったほうがよい。

【小田委員】 石田委員の問題意識は、多数派が多数決で物事を決めていってしまうという懸念にあると思う。自民党・新政クラブの提案を、例外なくすぐに多数決で決めようというイメージで捉えたと思うが、会派としては公明党の意見と同様で、基本的に全会一致を目指して議論をするということである。議論を尽くしても決まらないときに多数決をとるということを理解していただきたい。石田委員の意見では、大もとの原則はだめだが、個別の協議であれば決まらないときに適用するのはよいと言っている。これは大きな案件ではない個別の協議では全会一致でなくてもよいということである。結局、全会一致の原則は基本的に例外を認めており、何が何でも全会一致でなくてはいけないとまでは言っていない。

【石田委員】 全会一致そのものを見直すのではなく、個別に例外規定を適用できることになっている。今までそれを用いてこなかったことが問題であるのに、なぜ本件で用いようとして大ごとになっているのか。個別に必要な案件が出てきたら、そのときに正副委員長に諮ることが正しいやり方ではないのか。

【中村委員長】 それは本委員会の中での決定の仕方である。今回の全会一致の見直しというのは本市議会の中の全会一致で運用されているものについて見直すということであり、本委員会のことだけではない。代表者会や議会

運営委員会、広報委員会など、いろいろなところで全会一致が運用されていることについて話し合うもので、それぞれ全会一致のままとするもの、多数決とするものが出るかもしれない。そういったことを含めて見直していこうという合意ができないかということである。

【石田委員】 確かに本委員会のことだけではない。本委員会以外でも正副委員長が話し合っ、必要かどうか決めることは今でもできる。

【赤嶺委員】 石田委員の意見を理解しようと皆が努めている。しかし、皆が言っていることを石田委員が理解しているかどうか分からない。先ほどから同じ話を何度も繰り返している。今は決をとる段階であるのに、また同じ話を始めている。これを繰り返すのか。

【中村委員長】 議論も煮詰まったと思う。決をとることで話を進めており、その割合をどうするかである。

【石田委員】 何度も同じ話を繰り返しているのではなく、この疑問に答えられていない。変えるという方向性を本委員会で決めて、次の段階に送る非常に重要な場面である。私の疑問に返答がもらえていないと言っている。

【鳥淵委員】 皆は、わかっている。

【石田委員】 個別の協議事項で例外適用ができるのに、なぜ全会一致の見直しで用いるのか。現状の運用でできることを、なぜやらないのか。

【赤嶺委員】 その説明は先ほどから何度も繰り返している。

【小田委員】 本委員会で全会一致の原則の見直しを決定したからといって、全てを多数決で決めていくとは皆言っていない。何か例外的なことがあったときに全会一致で決まらないのはおかしいということは多数の委員が共有している。そういうときには決をとろうという話になる。それは議会の民主的な手続きとしては多数派の横暴ではない。これほど少数派に温かい議会もない。一般的には議会運営に関して、もっと物事を決めていってしまうのではないか。

何でも多数決で決めようとしているわけではなく、物事を何も決められないことは望ましくないという問題提起のもとで話し合いをしている。市が提出している議案は全て多数決であるが、そこまでのことをしようとは思っていない。

【中村委員長】 自民党・新政クラブは当初の提案から、かなり譲歩している。しかしながら、反対をしている方々は全会一致に反対という立場から全く譲歩がないと思う。

【高久委員】 譲歩といっても、本件は基本となる部分である。そこを例外適用して決をとること自体、問題である。

【中村委員長】 それは要項に記載されていることである。

【高久委員】 本件は議会運営の重要な柱である。

【中村委員長】 どういうときなら例外を適用してよいのか。

【高久委員】 それは個別具体的なことである。

【中村委員長】 なぜ個別具体的なものならばよく、本件はだめなのか。

【高久委員】 それは本件がルールの根幹の部分だからである。

【中村委員長】 それは高久委員の主観である。だから問題があるという委員から全会一致の見直しが提案されている。

【高久委員】 私は全く逆の意見であり、今まで全会一致はずっと守られてきたものである。

【赤嶺委員】 こういう状況だからこそ、全会一致のままでは結論が出せない。だから見直すべきではないかと提起している。

【中村委員長】 決をとりたい。

【山崎委員】 今まで一会派が反対で進まなかった。今までそれで進めてきたのに、今回だけ人数で決をとることに違和感がある。

【鳥淵委員】 これは委員会である。

【山崎委員】 委員会であるが、今までは会派別に意見を聞いてきた。

【赤嶺委員】 そのような発議もなかったし、委員の皆さんに理解をいただくようなこともしていなかったと思う。今回、私はなぜ決をとるべきかの説明もして、それを理解していただいた上で皆さんが決に臨んでもらえるものと思っている。結論を出すために決をとる。

【中村委員長】 しかも今回は多数決という方法をとる。今までは全会一致だったので、一委員が反対であれば廃案であった。人数を数える必要もなかった。今回は多数決で何人が賛成なのか反対なのかを見なければならない。各委員が賛否を示すことになるので今までとは違う。

【山崎委員】 そうすると数の横暴が生じるのではないか。一会派だけが反対で進まないことは望ましくないと思う。その状況で進めるのならわかるが、本委員会では自民党・新政クラブと公明党でもう過半数になってしまう。そこで新たな数の横暴が生まれるのではないか。

【中村委員長】 横暴という言葉をやや安易に使わないでほしい。なぜ、本委員会の委員に自民党・新政クラブが4人いるかということ、所属議員が10人いるからである。それだけの議員がいて、それぞれの意見を代表しているからで、10人の会派も2人の会派も同じであったら多数会派の議員の意見が何も尊重されないことになる。民主主義はある程度そういったことを反映するために人数の割り振りをされていて、議会運営委員会と本委員会はそのような割合で委員数が定められている。今まで決をとらなかったが、例外規定があつてできないわけではない。本件は非常に重要な問題であるから、決をとるかもしれないことは前回に伝えていた。私もきょう、最初から決をとろうと思って臨んだわけではない。長時間話し合っても平行線で何も結論が出ない。何らかの結論を出したいと提案者からの意見もあった。だからここで決をとりたいと思う。その割合をどうするのか。自民党・新政クラブからの意見では通常であれば何も定めていないなら多数決は過半数であるとの意見があった。しかし反対意見の委員もおり、公明党からもより慎重にとの意見もあったので3分の2でよいのではないかと思うがどうか。

【石田委員】 議論を尽くすと言うが、先ほどから何も答えられていない。

個々の事項に対して例外を適用することはできる。今まではそれをやってこなかっただけである。それを今後すればよい。

【山田副委員長】 私たちが全会一致を重視しているからである。個々について進まないからと言って、そのたびに多数決にしていたら、原則のルールがないことと同じになってしまう。だから原則のルールを尊重して今まで決をとってきた。しかし、今回の全会一致の見直しというのは、これまでの経緯もあり、ここを見直さなければルールが変わらない。ここまで話し合いをしてきたのだから、本委員会として一つの結論を多数決で出さないかと赤嶺委員から提案があったものとする。またそれを採用すべきだと思う。

【石田委員】 議論をどんなに重視しようとも、前回の会議録の中で正副委員長が認めれば例外適用できることになっている。

【山田副委員長】 例外はめったに認めないものである。

【中村委員長】 本件では決めなければいけないと判断したから、例外規定を適用して決めようとしている。これを今後、毎回適用するつもりはない。本件は非常に重要な問題であり、今までも何度も話し合われてきたことなので、ここで一定の結論を出したい。もちろん、ここでの結論は決定ではない。ここでの結論を土台にして、次のところで話し合えばよい。次のステージにこの協議を送ろうというのに、それでも反対だとしていること自体おかしい。

【石田委員】 それならば、見直しを前提にした話ではなく、例外規定について話し合うことを送ってはどうか。今の要項がうまく運用されていないと捉えている。

【赤嶺委員】 先ほど事務局から要項決定の経緯等について説明があった。それを理解しているか。会派の代表が出席して、それに同意している。

【石田委員】 それに沿った話をしている。例外規定があることは皆で確認もしている。例外規定が認められていて、適用が全くされていないのであれば、例外部分の適用をどのようにするのかということ議論するほうが大きく変化しなくてよいと思う。

【山田副委員長】 例外というのはどんな場合に適用するかというものではなく、ルールがあるが、これはやむを得ないといったときに適用するものである。それは正、副委員長で決定しようということで今回こそ例外に当たると言っている。毎回例外を使っていたら、それは例外ではない。

【中村委員長】 決をとりたい。割合は3分の2でよいか。

【小田委員】 今の時点で根拠規定がないのに、3分の2とするのは根拠が薄弱ではないか。

【中村委員長】 それでは過半数か。

【小田委員】 要件を厳しくするのは賛成だが、ここで3分の2や4分の3と決めるのは委員構成を見れば結果がわかるので意味がない。権力者は都合よくルールを変えられるが、それはよくない。本件に関しては今あるルールに基づいて行うべきである。

【中村委員長】 それでは過半数で決をとりたい。

全員了承

【中村委員長】 全会一致のルールを見直すことに賛成の諸君の挙手を求める。

賛成多数

【中村委員長】 賛成多数ということで、本委員会としては全会一致のルールを見直すことを代表者会に送ることとする。

次の協議事項「(3)【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決する」から以後は次回協議する。

【鳥淵委員】 協議事項「(2)【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」はどうするのか。

【中村委員長】 協議事項(2)は取り下げとする。次回の協議事項について事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 次回、第18回の本委員会の日程については、3月24日(金)午後2時からである。協議事項は、本日の協議事項であった(3)【全員協議会】議会全体が関係することは、全員協議会で行い、議決は多数決で決すると、(4)会派ごとに(但し議員別)項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開と、(5)本会議場の有効活用(結婚式・発表会など)と、(6)議会による行政評価実現のための検討会発足(勉強会・研修会でも可)と、(7)全員協議会の開催(各種報告を速やかに行うこと)茅ヶ崎は月1回、藤沢市は常任協議会を実施と、(8)議員勉強会・研究会の開催(議員同士である案件を検討の開催(議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか))と、(9)常任委員会の活性化(閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など)の7項目と、協議事項一覧表の番号79「資料のペーパーレス化(PDFなど)及びFAX連絡のメール化」と番号80「代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開」でどちらも明るいまらい大和からの提案である。項目数としては本日と同じ9項目となる。

【中村委員長】 次回の協議事項は、事務局の説明のとおりである。協議事項の番号79と番号80について、各会派内で次回までに意見をまとめてきていただくために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。

【赤嶺委員】 番号79「資料のペーパーレス化(PDFなど)及びFAX連絡のメール化」のFAX連絡のメール化については既に実施されている。前段は紙媒体で作成されている資料のデータ化である。神奈川県議会では取り組みが行われており、効果を上げていると聞き及んでいる。本市でも取り組む必要があると思う。番号80「代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開」については、正式な会議として位置づけられていない両会議については会議録がとられていない。会議録をとって他の会議と同様に公開してい

くべきではないかということである。

【小田委員】 過去にタブレットについて協議をしている。これとは別にペーパーレス化ということによいか。

【赤嶺委員】 関連するところはあると思う。ただそれ以外の方法も検討していく必要があると考えている。

【小田委員】 タブレットの導入については本委員会では合意しなかった。それ以外の方法による資料のペーパーレス化についての提案と理解する。

【赤嶺委員】 全ての資料がタブレットでなければいけないということではない。会議録や議員への事務連絡などをデータやメールにかえるだけで紙資源を有効に活用する意味でも紙からかわる媒体に代替できないか協議したい。

【中村委員長】 先ほどの発言を訂正したい。全会一致の見直しについて、代表者に送ると言ったが、内容によっては議会運営委員会に関連するものもあるので代表者と議会運営委員会にそれぞれ送ることとする。

【議事担当係長】 先ほど、協議事項「(2)【議会運営委員会】議決は、例外なく多数決とする」を取り下げているがその部分を確認させていただきたい。「(1) 全会一致の見直し」と(2)を一括議題として協議したが、大きなくくりとして「全会一致の見直し」として採決した。その内容で代表者と議会運営委員会に送るということによいかを確認させていただきたい。

【中村委員長】 全会一致のルールを見直すことについて、代表者と議会運営委員会に送ることによろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 4 時 21 分 閉会